　特定路外駐車場の届出に必要な書類

高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律施行規則（第7条）による

1. 路外駐車場の届出と**同時に届け出る場合**、次の書類を路外駐車場の届出に添付する。

◆『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第１項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面』（施行規則第2号様式（第７条第２項関係））

◆車いす使用者駐車施設、移動等円滑化経路、その他主要な施設を表示した平面図（1/200以上）

　　※変更届の場合は、変更しようとする事項に係る図面を添付

**２.**特定路外駐車場の**届出のみ行う場合、**次の書類を提出する。

◆『特定路外駐車場設置（変更）届出書』（施行規則第1号様式（第７条第1項関係））

◆特定路外駐車場の位置を表示した地形図（1/10,000以上）

◆特定路外駐車場の区域の平面図（1/200以上）

◆車いす使用者駐車施設、移動等円滑化経路、その他主要な施設を表示した平面図（1/200以上）

※変更届の場合は、変更しようとする事項に係る図面を添付

通常、特定路外駐車場の届出は、路外駐車場の届出と同時に提出されるため、特定路外駐車場の設置届出のみ単独で届出される場合はほとんどないと考えられます。